

令和6年度第2回守山市都市計画審議会の概要

1 開催日時 令和6年9月6日（金）午後3時から午後4時半まで

2 開催場所 守山市役所3階 34会議室

3 出席者 委 員：9名中9名
傍聴者：2名

4 議題

- (1) 諮問第1号：大津湖南都市計画笠原産業用地地区計画の決定について（公開）
- (2) 協議第1号：レインボーロード沿道第3地区地区計画の市案について（非公開）

5 審議結果

諮問第1号：原案のとおり可決

6 意見概要

【諮問第1号：大津湖南都市計画笠原産業用地地区計画の決定について】

委 員：地区計画区域内は、建築物の高さの最高限度は25mであるが、地区計画区域の境界線から15m以上離れば、高さ25m以上の建築物が建てることができ、例えば、高さ30mの建築物でも認められるという理解でよい。

事務局：建築物の高さの最高限度のただし書き〔建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区計画区域の境界線までの距離が15mを超える建築物（当該建築物の敷地面積が4ha以上である場合に限る。）については、この限りでない。〕の条件を満たせば、高さ25m以上の建築物を建てることは可能である。

委 員：緑化や道路については、地区計画の計画書に記載のとおり、これからしっかり協議をして進めていただきたい。

委 員：接道する道路が県道であり、放流先が一級河川であることを踏まえて、引き続き滋賀県としっかり協議をしてほしい。

事務局：引き続きしっかり協議をさせていただく。